## 暮らしの安全知っ得情報

## 車の盗難や車上狙いが 多発しています

平成27年の1~11月、自動車を狙った犯罪が市内で190件 も発生しました。その内訳は、自動車盗難44件、車内に置い てある金品や荷物を盗む「車上狙い」114件、カーナビなど自 動車内に取り付けてある部品や、タイヤ、アルミホイールなど を盗む「部品狙い」32件です。

被害に遭わないよう、次のことを心掛けましょう。

- ○短時間でも自動車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜 いてドアロックし、窓は完全に閉める
- ○盗難防止装置(イモビライザーなど)やハンドルロック、自動 警報器など複数の盗難防止機器を併用する
- ○トランクや車内に荷物を置かないようにする
- ○違法な路上駐車はやめ、見通しがよく、監視の行き届いた駐 車場を利用する
- ○駐車中の自動車の周りをうろつく不審者がいるときは、速や かに110番通報する



※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

## 消費生活相談Q&A

## 排水管の洗浄をきっかけとする 点検商法にご注意

昨日、「サービス期間で、今なら排水管の高圧洗浄を1万 円でやります」と業者が訪ねてきました。「1万円なら」と 思い契約しましたが、洗浄後、頼んでもいないのに業者が屋根 に上り、「点検したら屋根瓦が外れていました。ふき替え工事を しないと雨漏りしますよ」と言いました。「今日契約したら、お 安くします」とせかされ、契約内容をよく確認しないまま、そ の場で契約しました。後で契約書を見ると、300万円の高額 な契約をしたことに気付きました。解約できますか。

突然訪問を受けて契約した場合は特定商取引法の訪問販 売に当たるため、契約書を受け取った日から8日以内で あれば、クーリングオフにより無条件で契約を解除できます。

訪問販売や投げ込みチラシをきっかけに、比較的低額な排水 管の洗浄を業者に依頼したところ、洗浄作業後に「排水管に穴 が開いている」「住宅の基礎にひびが入っている」などと言われ 高額な工事を勧められたといった「点検商法」と思われる事例に 関する相談が、最近多く寄せられています。

[特別に値引きする]などと言われても、その場で契約せず、 工事などを依頼するときは複数の業者から見積もりを取り、金 額や工事内容を確認してよく検討しましょう。また、必要のな



い工事はきっぱりと断るようにしてください。

契約後や工事後でもクーリングオフや契約の取り消しなどが できる場合もあります。おかしいなと思ったら、消費生活セン ターに早めに相談してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

# 国民健康保険の高額療養費制度

#### 医療費が高額になったときに

#### 1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医 療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己 負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度で す。70歳未満の人の限度額は右表の通り区分されています。

70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課 へ問い合わせてください。

#### 支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に 該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医 療費の領収書(病院などが発行したもの)、世帯主の振込先口座 が分かるもの、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)ま



負担区分	年3回目まで	年4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超え た場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超え た場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超え た場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

\*国保加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額 901万円超えとして扱われます

たは下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌 月下旬になります。

#### 「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で限 度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負 担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税 の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、 印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請 してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

# 海外居住者の国民年金

### 希望すれば加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金 の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金 に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの 受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に 障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、 引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

海外に転出するときは、必ず保険年金課(市役所1階)で手続 きしてください。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制 度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。

